

いちのみやの農業

2024（令和 6）年度版

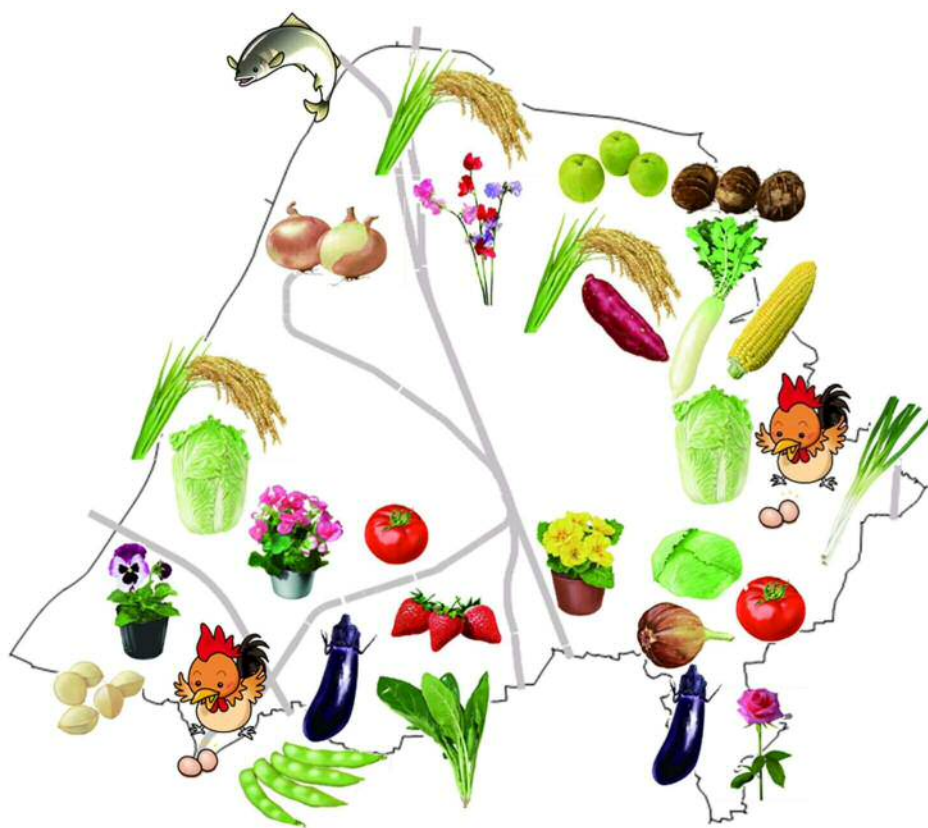


一宮市活力創造部農業振興課

目 次

第1章 一宮市の農業に関する概要	1
1. 一宮市の地理的条件	1
2. 農家数	2
3. 経営耕地面積	3
4. 農畜産物の生産状況	4
第2章 農業行政に関する制度	8
1. 土地利用の現況	8
2. 農業振興地域整備計画	9
3. 生産緑地地区制度	10
4. 地域農政推進対策事業	13
5. 経営所得安定対策等	15
6. 農業制度資金	16
7. 農業の6次産業化	16
第3章 農業を担う組織・人々	17
1. 愛知西農業協同組合	17
2. 木曾川漁業協同組合	18
3. 一宮市畜産組合	19
4. 一宮市女性農業者会議	19
5. 尾張一宮4Hクラブ	19
6. 木曾川町玉葱採種組合	20
7. 尾西採種組合	20
8. はつらつ農業塾	21
9. 一宮地方総合卸売市場	22

第4章 農地の権利関係の調整	23
1. 農業委員会の概要.....	23
2. 農業委員会の業務.....	23
3. 農地利用調整.....	24
資料編	26
1. 一宮市の概要.....	26
2. 各資料の数値について	27
3. 各農家数資料.....	28
4. 経営耕地面積資料.....	29



(写真イラスト提供：愛知県農政部園芸農産課・農政課)

第1章 一宮市の農業に関する概要

1. 一宮市の地理的条件

一宮市は、愛知県の北西部、木曽川によって形成された扇状地にあり、濃尾平野のほぼ中央に位置しています。また、愛知県と岐阜県の県境となっている木曽川が、市の北部から西部にかけ約18kmに渡って流れています。

2025（令和7）年1月現在、一宮市内には名神高速道路と東海北陸自動車道のインターチェンジが5ヶ所と一宮ジャンクションがあります。東西の大動脈である東名・名神高速道路と、東海地方と北陸地方をつなぐ東海北陸自動車道の結節点として重要な位置にあり、さらにJRや名古屋鉄道の駅も多数あります。

一宮市ではこのような地理的条件の中、豊かな水と土壌に恵まれ、古くから稲作・野菜園芸・養鶏などが盛んに営まれてきました。

2005（平成17）年4月1日、一宮市は、一宮市・尾西市・木曽川町の2市1町が合併した市として新たなスタートを迎え、現在の人口は37万人を超えています。一宮市では、この交通の便の良さを活かした都市近郊型農業として、多種多様な農業が営まれています。



2. 農家数

一宮市の総農家数は、2005（平成 17）年から 2020（令和 2）年までの 15 年間に、5,334 戸から 3,656 戸へ 31.5%減少しました。

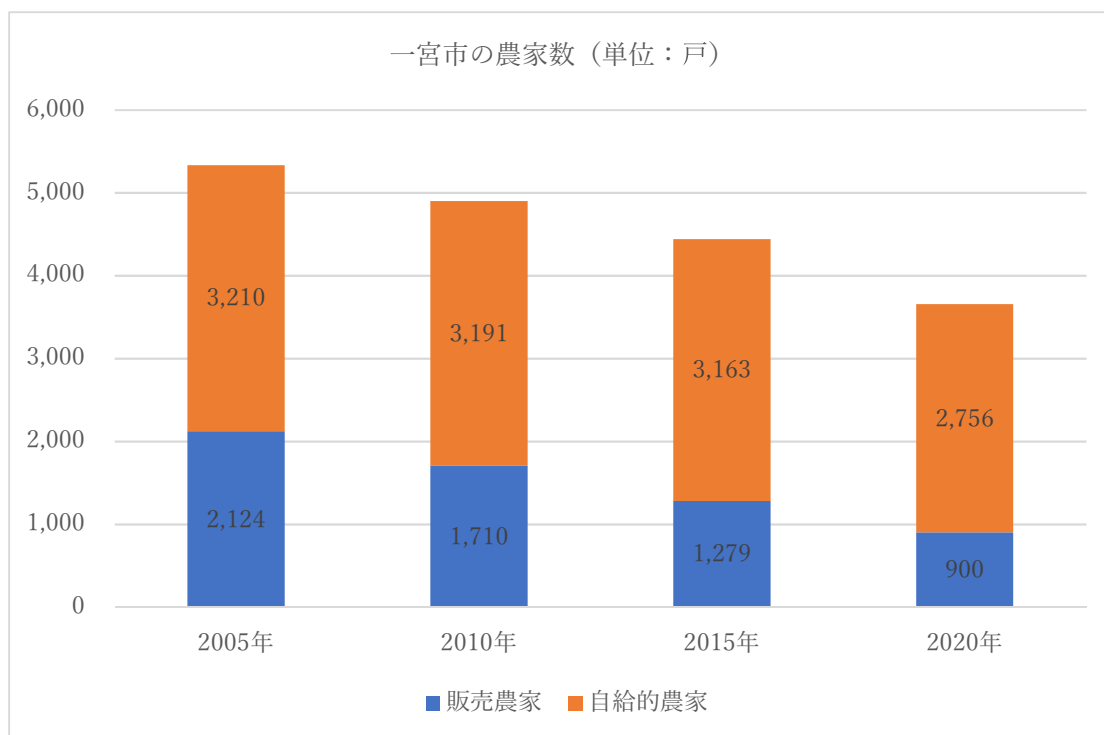
そのうち、一宮市の販売農家数は、同様の 15 年間に 2,124 戸から 900 戸へ 57.6%減少しています。また、自給的農家数は、2005（平成 17）年から 2015（平成 27）年までの 10 年間では、ほぼ横ばいで推移していますが、その後 2020（令和 2）年までの 5 年間では減少に転じています。

一宮市では、以前から総農家数に対する自給的農家の割合が愛知県や全国の値と比較してかなり高く（*）、販売農家の占める割合は年々低くなっています。

具体的には、2020（令和 2）年の一宮市の自給的農家の割合は 75.4%ですが、愛知県は 57.6%、全国では 41.2%となっており、自給的農家の割合が高いことが特色となっています。

一宮市の農家数減少を抑えるためには、新たに農業に取り組む人を増やすことや、持続できる農業のビジネスモデルの構築が必要です。

* 愛知県・全国の農家数等データ・各種定義等は、資料編 P26～をご覧ください。



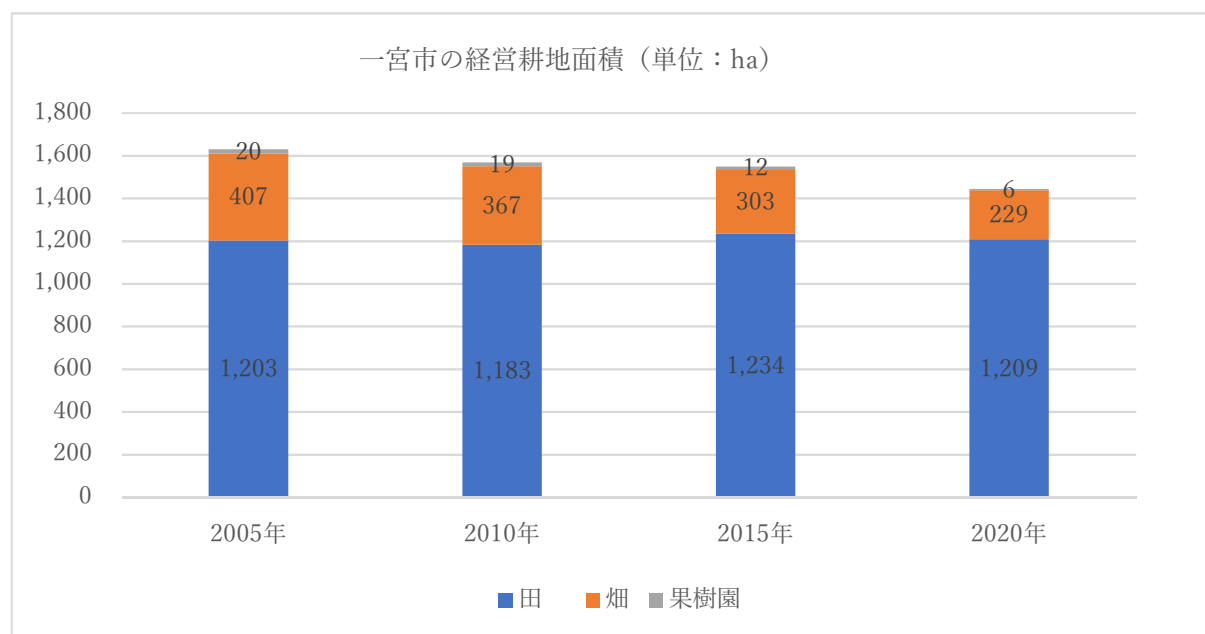
3. 経営耕地面積

経営耕地は、「自ら所有し耕作している耕地」と「他から借りて耕作している耕地」の合計です。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別面積としています。

一宮市の経営耕地総面積は、2005（平成 17）年から 2020（令和 2）年までの 15 年間で、11.4%減少しました。そのうち、田については全国的に減少している中、大きな変化はありませんでした。一方、畑については 43.7%減少し、全国の減少割合と比較しても減少率が大きく、耕地面積の減少が続いています。

田の作業は、この数十年の間に機械による省力化や効率化が大きく進んできた一方で、畑の作業は人の手で行う作業が多いといわれています。

また、畑の経営耕地面積の減少の背景には、農業者の高齢化と後継者不足等が影響していると考えられます。



4. 農畜産物の生産状況

【米・麦・大豆】

愛知県内では、大粒で甘みがあり、あっさりとした口当たりが特徴の「あいちのかおり」が水稻作付けの約4割を占め、最も多く作られています。

一宮市は、この「あいちのかおり」の主な産地です。また、農薬や化学合成肥料の使用を控え、有機肥料としてレンゲを活用した「特別栽培米あいちのかおり」も広く栽培されています。

多くの作業を必要とする米づくりは、トラクターや田植機、コンバインなどの大型機械の登場により、かつては手作業で行っていた農作業の一部が効率化されました。今後もGPS（衛星利用測位システム）を利用した自動運転技術の導入など、熟練技術が求められる農作業の機械による省力化が進み、米づくりはさらに変化していくことが予想されます。

また、麦と大豆は、元々畑の作物ですが、米からの主要な転作作物として、水田でも作付けされています。一宮市内での栽培はごくわずかですが、愛知県内においては、麦は製麺に適した品種の「きぬあかり」、大豆は豆腐に適した品種の「フクユタカ」が主に栽培されています。



【野菜】

一宮市は、木曽川によってもたらされた肥沃な土壌や温暖な気候、名古屋市等の大規模消費地の近郊に位置しているなどの利点を活かして露地（野外）での野菜づくりが昔から盛んな地域となっています。また、露地栽培以外にも、ビニールハウスやガラス温室を使った施設での野菜づくりも行っています。

施設栽培では、ICT（情報通信技術）を用いて、適切な温度管理等を行い、作業の効率化や可視化、天候に左右されない収量の確保を行うなど、新しい栽培技術も登場しています。これにより、長い経験則に基づく判断の一部をノウハウとして活用し、経営者だけでなく後継者・新規就農者・被雇用者なども効率よく農業を営むことが可能になりました。

一宮市では、多種多様な野菜が一年を通じて栽培されています。その中でも多く出荷されるナス・ネギ・ダイコン・ハクサイには、各種野菜の出荷規格等を定め、農産物を共同で出荷する「部会」という団体があります。この部会を通して共同で選果し、出荷を行うことを「共選出荷」と言います。

愛知西農業協同組合では、まとまった量を確かな品質で取り引きできる共選出荷を行う部会の育成強化に努め、各種野菜の産地を維持・拡大するとともに、農産物の品質向上と規格化の徹底を図っています。また、小規模の農家に対しては、産直店での直接販売を推し進めています。



【花き】

「花き」とは、くらしを飾る花や緑の観賞用の植物で、具体的には、切り花・鉢もの・花木類・球根類・花壇用苗もの・芝類・地被植物類のことです。

名古屋市という大消費地を擁する愛知県は、かつての尾張藩で茶道や華道が流行した文化的な背景もあり、花づくりが盛んな地域です。1962（昭和 37）年以降、愛知県の花きの農業産出額は、全国 1 位が続いており、「花の王国あいち」として一大産地となっています。

愛知県では、花き作付面積の大部分を切り花類が占めていますが、一宮市においては、ガラス温室やビニールハウスなどの施設を利用した花壇用苗ものを中心に、デンファレ・ヒマワリ・バラなどの切り花や植木など、一年を通じて多種多様な花きが流通しています。特に花壇用苗ものは、首都圏や関西圏へもアクセスが良い立地条件を活かし、全国展開を図っています。

花きの市場は、景気や消費者の動向に左右され、季節に応じたイベントへの対応や新しい品種が常に求められます。そのため、経営の安定には、多種類の花きの栽培を行うことが不可欠です。



【畜産】

一宮市では、酪農、養鶏、養蜂の畜産業が営まれています。特に養鶏は、一宮市が名古屋市等の大規模消費地の近郊に位置しており、交通網の発展や輸送技術の向上により、畜産の中でも、身近な農業経営の一つです。

一宮市東部の千秋町では、周囲への環境負荷の少ないウインドレス鶏舎で、温度・光線・給餌・集卵等が適正管理されています。厳しい飼養衛生管理基準に基づく一括生産による養鶏は、尾張地域最大級となる約 18 万羽の飼養羽数を持ち、毎日 16 万個の卵を生産しています。これらの卵は、鶏舎に併設した GP センター（卵を洗浄、乾燥、計量してパック詰めを行う工場）にて、卵パック、専用段ボール箱に包装し出荷しています。

一宮市における現在の畜産業は、都市化の進展による影響を大きく受けています。その一方で、消費者からの良質で安全な畜産物の供給に対する期待は、非常に高くなっています。

これからの畜産経営には、従来の良質で安全な畜産の飼育を継続するとともに、国産畜産物の需要に応える確かな品質と生産力、国際間競争を勝ち抜くブランド化や収益力の強化を図ることに注力し、更なる衛生管理や防疫体制の徹底など、変化し続ける環境への柔軟な対応が求められています。



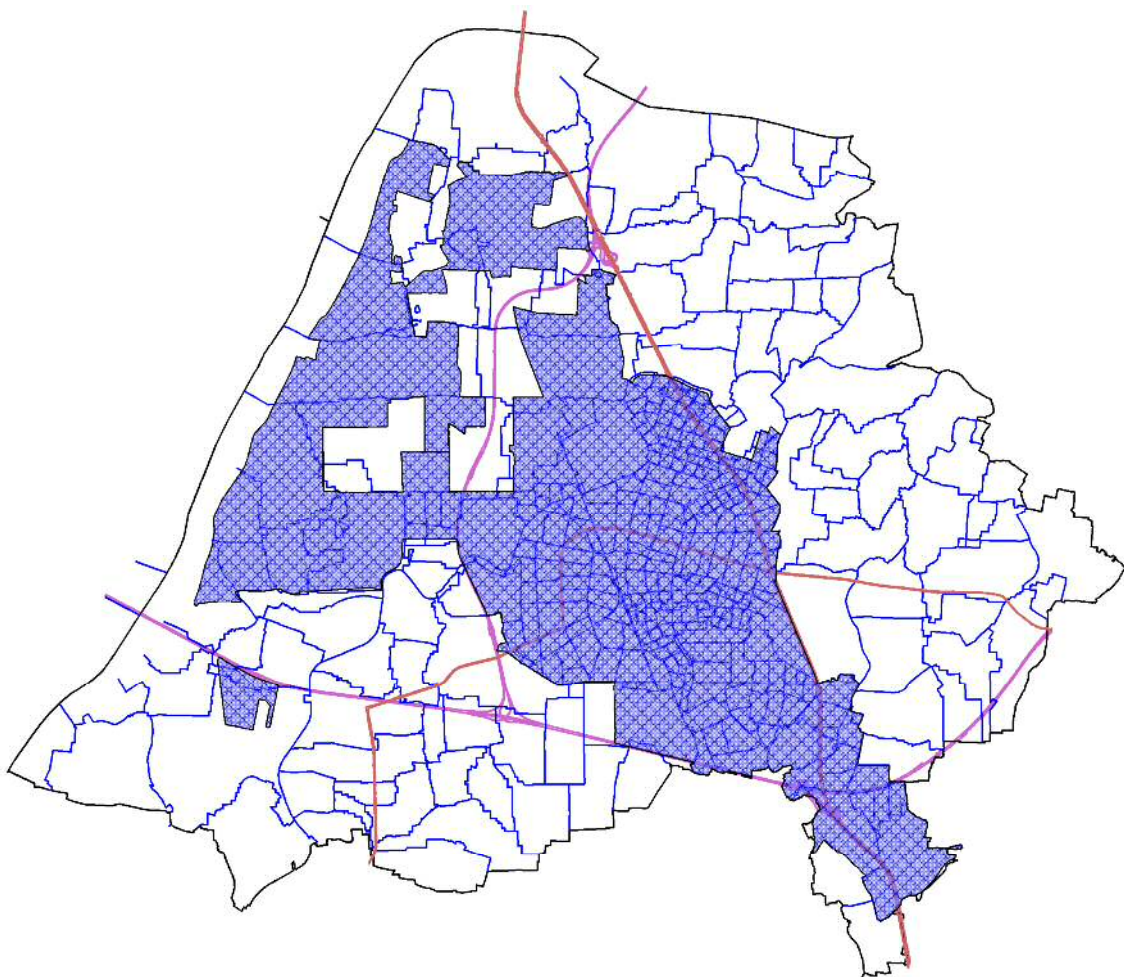
第2章 農業行政に関する制度

1. 土地利用の現況

一宮市は、市の全域が「都市計画法」に基づく都市計画区域に指定されているため、市街化区域（下記地図の網掛け部分）と市街化調整区域とに区分（線引き）されています。

市街化区域では、市街地の形成に向けて用途地域を設け、土地利用の規制・誘導を図っています。その中の農地については、「生産緑地法」による生産緑地地区の指定を行い、保全に努めています。

一方、市街化調整区域では、無秩序な市街化を抑制すべき区域として、開発行為は制限されているため、ほぼ全域が「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」による農業振興地域に指定されています。



2. 農業振興地域整備計画

農業振興地域整備計画は、農業を振興する地域を明らかにし、その地域の土地利用を高めるとともに、土地基盤の整備、農地保有の合理化、農業の近代化施設の整備等を進め、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としています。

一宮市では、1970（昭和 45）年 12 月に農業振興地域の指定を受け、1975（昭和 50）年 3 月に農業振興地域整備計画を策定し、2019（平成 31）年には計画を変更しました。

一宮市は、市街化調整区域（7,580ha）のほぼ全域が農業振興地域（7,449ha）に指定されており、さらに農業振興地域内のまとまった農地は、農用地区域、通称「青地」（1,681ha）として保全に努めています。

農業振興地域整備計画の変更（除外・用途区分変更・編入）の必要が生じたときは、年 4 回（2 月・5 月・8 月・11 月を締め切りとして）申出の受付をしています。

また、農用地区域から除外する変更は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく必要要件をすべて満たし、かつ、除外する目的の開発行為等について農地法・都市計画法・特定都市河川浸水被害対策法等他法令等による許認可が必要な場合、それぞれの許認可見込みが明らかであるときのみ行うことができます。

その他、農用地区域に編入する変更は、農用地としての優良性や整備の可能性等を検討し、農用地区域に含めることが相当なものについては、積極的に農用地区域に含めます。また、一度農用地区域からの除外を行ったものの、その後、やむを得ない理由で除外目的の事業を取り止めなければならなくなった場合については、申出地を農地へ回復をしていただき、再度農用地区域への編入手続きを行います。

3. 生産緑地地区制度

【生産緑地地区とは】

生産緑地地区とは、農林漁業との調整を図りつつ良好な都市環境の形成に資するために、市街化区域内の農地・森林・池沼などのうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に相当の効果があり、かつ、公園・緑地など公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものについて、所有者の申請に基づき都市計画により定められた地区をいいます。

【生産緑地地区の指定】

生産緑地地区の指定には 500 平方メートル以上の規模の区域であるという面積条件がありましたが、2017（平成 29）年の生産緑地法改正により、市が条例を制定することで、面積条件を 300 平方メートル以上まで緩和することができるようになりました。そのため、一宮市では 2018（平成 30）年 9 月に条例を制定し、面積条件を 300 平方メートル以上に緩和しました。

生産緑地地区は、1992（平成 4）年 12 月 4 日、旧一宮市においては 1,033 団地、143.71ha、旧尾西市は 267 団地、40.01ha を指定しました。また、合併に伴い木曽川地区においては、2005（平成 17）年 12 月 21 日、128 団地、13.99ha を指定しました。また、2019（令和元）年以降に一宮市内各地において 30 団地、1.72ha を追加指定しました。指定期間はそれぞれ 30 年間です。

その後、主たる従事者の死亡や営農継続不能な故障による買取申出、道路、公園などの公共施設などの設置、土地区画整理事業の仮換地処分による指定替えなどによる除外をし、2024（令和 6）年 12 月 27 日現在、825 団地、約 93.0ha が生産緑地地区として指定されています。

【生産緑地の税について】

（１）固定資産税、都市計画税

市街化区域内農地は宅地並み課税となっていますが、生産緑地地区内の農地については農地課税となり、税負担が非常に少なくなっています。

（２）相続税の納税猶予制度

相続税の納税猶予制度とは、農地などを相続して引き続き農業を営む場合に、納付すべき相続税のうち農業投資価額を超える部分に対応する相続税について、納税猶予の特例を受けることができる制度です。1991（平成 3）年度の税制改正により、1992（平成 4）年 1 月 1 日以降「特定市街化区域農地など」については、生産緑地地区を除いては納税猶予制度を適用しないことになりました。

旧一宮市及び旧尾西市の市街化区域内農地は、特定市街化区域農地などとなるため、1992（平成 4）年 1 月 1 日以降に生じた相続については、生産緑地であれば、相続税の納税猶予の特例の対象地となりますが、猶予期限は死亡の日まで、つまり終身営農となります。なお、旧木曽川町の市街化区域内農地については、生産緑地でなくても相続税の納税猶予の特例の対象地となっています。

【生産緑地の維持管理】

生産緑地地区に指定されると、農地としての土地利用が都市計画上明確に位置付けられます。

生産緑地は、農地として管理することが義務づけられており、建築物などの新築・増改築、宅地や駐車場の造成などの行為はできません。

ただし、ビニールハウスや農業資材の収納施設など農業を営むため必要なもので生活環境の悪化をもたらさないものに限り、予め市長の許可を得て建築などを行うことができます。

また、2017（平成 29）年の生産緑地法改正により、一定の条件のもと、農産物の製造・加工所や直売所、農家レストランなども予め市長の許可を得て建築などを行うことができるようになりました。

【生産緑地の買取申出】

生産緑地には、買取申出制度があります。

生産緑地に指定されてから 30 年（特定生産緑地については、指定されてから 10 年）経過したときや、農業の主たる従事者が死亡したり、農業に従事することを不可能とさせる故障が生じたりしたときは、随時、市長に対して生産緑地の買い取り申し出をすることができます。

【特定生産緑地地区とは】

指定から 30 年を経過した生産緑地は、いつでも買い取り申し出ができるようになりますが、これまで適用されていた固定資産税等の優遇措置や相続税等の納税猶予が受けられなくなります。そのため、特定生産緑地制度が創設され、所有者の意向をもとに一宮市が特定生産緑地に指定することで、期限を 10 年延長することができますようになりました。延長しない場合は、固定資産税等の優遇措置の適用が無くなり、5 年後にはほぼ宅地並み評価の税額まで上昇します。また、次世代の方は相続税等の納税猶予を受けることができなくなります。

【特定生産緑地地区の指定】

特定生産緑地の指定により期限を延長する場合、指定から 30 年を経過する前に手続きをしていただく必要があります。その際、一宮市が農地等利害関係人の方の同意を得る必要があるため、指定の手続きとして同意確認書の提出をお願いすることとなります。同意確認書が提出されると、一宮市が審査をし、所定の手続きを経て特定生産緑地に指定します。特定生産緑地の指定が完了すると生産緑地地区の指定の期限が 10 年間延長されます。

また、さらに 10 年経過する前に同様の手続きをすることにより、繰り返し 10 年の延長ができます。



4. 地域農政推進対策事業

【一宮市における地域農政の取組】

1994（平成 6）年 11 月、「農業経営基盤強化促進法」に基づき「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（以下「農業基本構想」という）を定めました。それを受けて、1995（平成 7）年 7 月に、一宮市地域農政推進協議会を発足させ、2024（令和 6）年 12 月末現在、35 名の委員で農用地の利用集積や経営管理の合理化など、農業経営の体質強化を促進するための組織的活動に取り組んでいます。

【認定農業者制度について】

認定農業者制度は、農業者が「農業基本構想」に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

2024（令和 6）年 12 月末現在、一宮市には 96 件の認定農業者が地域農業の中心経営体として農業を営んでいます。作物別内訳は水稻・露地野菜・施設野菜・施設花き・養鶏など多岐に渡り、一宮市の農業の中核を担う経営者として期待が寄せられています。

【青年等就農計画制度について】

新規就農者を増やし、地域農業の担い手として育成するためには、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援が重要であることを踏まえ、2014（平成 26）年度に青年等就農計画制度が農業経営基盤強化促進法に位置づけられ、市町村が青年等就農計画を認定しています。

2024（令和 6）年 12 月末現在、一宮市には 8 件の青年等就農計画の認定者が就農しています。はつらつ農業塾の「担い手育成コース」卒塾生や親元就農を行う若い農業者など、今後も地域の担い手となる後継者を確保し、就農者が認定農業者とレベルアップできるよう積極的に働きかける必要があります。

【地域計画について】

農業従事者の減少と高齢化が進んでいく中で、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念が高まっています。

このため、農地利用の将来像を明確にして、農地を継続的に利用できるようにすることを目的として、2023（令和 5）年 4 月に農業経営基盤強化促進法等の改正法が施行され、農業基本構想を策定している市町村は市街化区域を除き、2025（令和 7）年 3 月末までに地域計画を策定することとなりました。地域計画は、地域の農業者の話し合いに基づき、「地域農業をどのように維持・発展させていくか」、「地域の農地

を誰が利用し、農地をどうまとめていくか」などをまとめた計画書と農地 1 筆ごとに将来の利用者を明確化した目標地図を合わせたものです。一宮市では「旧一宮市地域」、「旧尾西市地域」、「旧木曽川町地域」の 3 地域に分けて地域計画を策定しています。

【利用権の設定】

一宮市の「農業基本構想」では、認定農業者をはじめとする意欲的な農業者や農業経営体に対して、農地の集積や規模拡大を図るため、市街化調整区域内の農用地に「利用権」を設定する取り組み方針を定めています。

2024（令和 6）年 12 月末現在、「利用権」の設定面積は、約 97ha（田：約 82ha・畑：約 15ha）であり、主に稲作の規模拡大に活用されています。

【農地中間管理事業】

農地中間管理事業は、愛知県から農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人愛知県農業振興基金が農用地の所有者から農地を借り受けて、農業の担い手に貸し付けることによって、農地の集積を進めていく事業です。



5. 経営所得安定対策等

国は2013（平成25）年度に、従来の経営所得安定対策（旧・戸別所得補償）については、一律の支払いなど構造改革にそぐわない面があったため、米価変動補填交付金は2014（平成26）年度で廃止、米の直接支払交付金は2017（平成29）年までとする一方、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）については、一律の規模要件を外し、意欲ある農業者が参加できるように見直しされました。加えて、米の直接支払交付金を見直すことにより、主食用米偏重ではなく、麦、大豆、飼料用米など需要のある作物の生産を振興し、意欲ある農業者が、自らの経営判断で作物を選択する状況を実現することになりました。その結果、生産調整を含む米政策もこれまでと大きく姿を変え、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、需要に応じた主食用米生産が行われるよう環境整備を進められ、2018（平成30）年産からは行政による生産数量目標の配分が廃止され農業者自らが需要に応じた生産を行っていくことになりました。支援内容は以下のとおりです。

（1）畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

面積払（営農継続支払）の単価：2万円/10a

（2）米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積立金で補てんします。（補てんの財源は、農業者と国が1対3）

（3）水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

①戦略作物助成

対象作物：麦、大豆、飼料作物（3.5万円/10a）、WCS用稲（8万円/10a）、加工用米（2万円/10a）、飼料用米、米粉用米（収量に応じ5.5万円～10.5万円/10a）

②産地交付金

一宮市地域農政推進協議会が策定

6. 農業制度資金

農業制度資金とは、国や地方公共団体が農業協同組合や日本政策金融公庫等と協力して、政策に合致する経営を行う農業経営者等へ、低利子または無利子で行う融資のことを言います。

一宮市では、農漁業近代化資金等の利子補給事業を行っており、利用できるのは、認定農業者や認定新規就農者などの地域の担い手の方です。

7. 農業の6次産業化

農業の6次産業化とは、農業を1次産業としてだけでなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売などの3次産業まで含め、1次から3次まで一体化した産業として可能性を広げようとするものです。「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（以下「六次産業化・地産地消法」という）に基づいています。

一宮市では、農業を取り巻く環境が厳しくなる中、農林水産物など地域資源の付加価値を高める6次産業化に注目し、一宮市6次産業化・地産地消推進協議会を2015（平成27）年度に立ち上げました。本協議会では、「一宮市6次産業化・地産地消推進計画」を策定し、数値目標等を掲げるとともに支援を行うことを明記しています。

2024（令和6）年12月末現在、一宮市において、国の「六次産業化・地産地消法」に基づく認定を受けた農業者は4件です。

第3章 農業を担う組織・人々

1. 愛知西農業協同組合

一宮市・稲沢市を管内とする愛知西農業協同組合（JA愛知西）は、経営理念「食と農を通じて地域に根ざすJAづくり」のもと、県内でも有数の総合農協として、健全性・安全性を重視した事業・組織活動を進め、営農指導はもとより、信用・共済・販売・利用・宅地等供給などの各種事業や食農教育・地域貢献活動を行い、都市近郊型の特色を活かした地域農業の振興と地域社会の発展に貢献しています。

本地域における具体的な作物の例としては、古くから盛んに栽培が行われてきた水稲や露地野菜が挙げられます。

水稲では、大粒で甘みがあり、あっさりとした口当たりが特徴の「あいちのかおり」が広く栽培され、化学合成肥料や農薬を低減した「特別栽培米あいちのかおり」も育てられています。愛知西農業協同組合では米の拡販に積極的に取り組み、生産から販売まで一貫した流通経路を確立しています。

野菜については、ナス・ネギ・ダイコン・ハクサイ・カンショ・ニンジンなどの各種生産者組織の育成強化に努め、農産物の品質向上と規格化の徹底を図っています。

販売面では、採れたての農産物を販売する産直広場尾西店・南小湊店での地元農産物の充実に加え、2017（平成29）年には「あいちのかおり」を使用した米粉パン等の製造・販売事業で「六次産業化・地産地消法」に基づく国の認定を受けています。いちみんマドレーヌの開発や米粉パンのバリエーションの拡充など地域農産物の高付加価値化に取り組んでいます。

その他にも、地域住民と農家との交流や非農家の農業体験の場を提供するなど、農業に対する関心や理解を深める事業も広く行っています。



2. 木曽川漁業協同組合

1949（昭和 24）年に設立された木曽川漁業協同組合は、木曽川（今渡堰堤の下流端～東海大橋の上流端）とその支派川流域の一宮市・稲沢市を地区とした漁業協同組合です。漁場の区域は、愛北漁業協同組合・日本ライン漁業協同組合・木曽川長良川下流漁業協同組合の 3 組合と共有しています。

河川や湖沼を利用して行う漁業である第 5 種共同漁業（内水面漁業）を営み、アユ・アマゴ（カワマス）・コイ・フナ・ウグイ・オイカワ（シラハエ）・ウナギなどを取り扱っています。

その他にも、マス釣り場の開設や木曽川四漁協共通の遊漁券販売、稚アユの放流による資源の保護や、養殖魚センターでのアユ養殖などの事業を行っています。



3. 一宮市畜産組合

一宮市畜産組合は、市内の畜産経営者を構成員として、家畜伝染病の発生や侵入を防ぐこと、家畜への予防注射や検査、畜舎の消毒などの事業を行っています。

一宮市では、都市化の進展する中で牛・鶏・蜂などの家畜が飼育されています。そのため、コストの削減などに加え、防疫体制の強化や環境対策にも積極的に取り組んでいます。また、都市近郊であることを活かし、畜産物やその加工品の直接販売を行う組合員もいます。

一宮市畜産組合に所属する一宮市養蜂組合では、クロガネモチの花から採れる希少なハチミツを「福来蜜（ふくらみつ）」の名称で販売しています。



4. 一宮市女性農業者会議

一宮市女性農業者会議は、地域農業の発展を目指し、生活改善に関する知識及び技術の交換・調査研究などを行うことにより、主体性のある女性農業者の実践活動を推進している団体です。

具体的には、真清田神社門前朝市での活動を基本に、地場農産物の加工研修、イベントでの農産物・農産加工品の販売などを行っています。

5. 尾張一宮4Hクラブ

尾張一宮4Hクラブは、若手農業後継者を中心メンバーとして、農業技術の研修・プロジェクト活動・ボランティア活動などを行っています。

経営する農畜産物の種類等に関係なく、将来の地域農業を担う若い農業者同士の交流を図り、新規就農者や後継者ならではの課題を共有し、販売や農業の技術を切磋琢磨しながら学ぶ場となっています。

6. 木曽川町玉葱採種組合

一宮市木曽川町で大正時代から続く木曽川町玉葱採種組合では、全国的にも珍しいビニールハウスで良質なタマネギ種子の栽培を行っており、全国トップクラスのシェアを誇っています。主力品種の「超極早生玉葱」は、国内最高水準の品質が高く評価され、全国の主要な産地に出荷されています。

また、冬場の伊吹おろしを受けて甘味を蓄えた食用のタマネギは、非常に糖度が高く、市場にほとんど出回らない「幻のタマネギ」として地域で親しまれています。



7. 尾西採種組合

愛知県には、水稻の種子を栽培する採種組合が8組合あります。一宮市で多く栽培されている「あいちのかおり」の種子を栽培しているのは、安城・尾西・西尾の3組合で、尾西採種組合の生産量は安城に続いて2番目です。

尾西採種組合では、一般栽培に比べて厳しく栽培管理を行い、審査・検査等を経て、優良な種子を生産しています。



8. はつらつ農業塾

はつらつ農業塾は、農業従事者の高齢化や後継者不足による農地の遊休化を解消するため、一宮市・稲沢市・愛知西農業協同組合が事業主体となり、2008（平成20）年8月に開校しました。

研修会場として、一宮会場・稲沢会場の2か所を用意し、受講者のニーズに合わせ、家庭菜園を楽しむ際に必要となる野菜の基礎的な栽培知識を学ぶ「生きがい農業コース」と農業経営の専門的な知識や技術を習得し、一宮市・稲沢市での本格的な就農を目指す「担い手育成コース」を設けています。

「担い手育成コース」卒塾生は、卒塾後に一宮市の主要な農作物を出荷しているダイコン部会やナス部会などへ加入し、地域農業の担い手として活躍しています。

また、「生きがい農業コース」卒塾生の中には、自主的に農業を楽しむグループ活動を行う方や、イベント・直売所などで販売される方も多くみられます。そのため、定年退職者の帰農や家庭菜園を楽しむ方のレベルアップなども含めて、「生きがい農業コース」においても直売所への販売を紹介する講座なども開催し、これからの農業の裾野を大きく広げています。

はつらつ農業塾では、都市近郊での持続可能な農業の推進のため、今後も、職業として農業を希望する担い手候補生や多方面で活躍する地域農業の支え手を積極的に育成していきます。



9. 一宮地方総合卸売市場

一宮地方総合卸売市場は、第 2 次愛知県卸売市場整備計画に基づき、1981（昭和 56）年 3 月に一宮市と 5 市場の共同出資で第 3 セクターの株式会社として開設されました。

一宮市を中心とする尾張西北部の拠点市場として、消費者に対する迅速で安定的な生鮮食料品等の提供や生産者に対する確実で速やかな販路の提供、小売業者等に対する取引の場を提供する役割を果たしています。

1996（平成 8）年 4 月から「日曜新鮮市」を毎月第 1 日曜日に開催し、一般市民を対象に安価で新鮮な食料品の即売を行っています。

また、場内にある地場野菜供給センターでは、野菜出荷用プラスチックコンテナを生産者に貸し出し、ダンボール等の資源の減量化及び出荷・流通コストの削減を図っています。

その他、市民・消費者向けに、地場野菜の消費拡大を図る食の情報紙「ぐりーんりんぐ」を年 4 回発刊しています。

敷地面積	43,264 平方メートル
所在地	一宮市大和町氏永仲林 140 番地 1
取扱品目	青果物、水産物
卸売業者	青果物 1 社、水産物 1 社
買受人	143 人
関連事業者	17 社

（2024（令和 6）年 3 月末現在）



第4章 農地の権利関係の調整

1. 農業委員会の概要

農業委員会は「農業委員会等に関する法律」に基づいて市町村に設置が義務付けられる、合議体の行政機関です。

一宮市では、2023（令和5）年7月20日より新体制に移行し、農業委員（19人）と農地利用最適化推進委員（17人）が連携し、一体となって活動しています。

2. 農業委員会の業務

農業委員会の所掌事務は農業委員会法第6条に規定されており、必須事務と任意事務に区分されています。

（1）優良農地を守り、農地利用の最適化を推進する取り組み（法令に基づく必須事務）

農地法等の法令により農業委員会の権限に属させられた、農地の権利移動についての許認可や農地転用の業務、農地の利用状況調査等の法令業務を処理するほか、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進により、農地利用の効率化及び高度化の促進（農地利用の最適化の推進）を図っていきます。

（2）農業経営の合理化を図る取り組み（法令に基づく任意事務）

上記の業務に加え、農業者の公的代表機関として、担い手の法人化・農業経営の合理化等を進める取り組みが強く期待されています。また、農業及び農業者に関する調査研究や情報提供などの活動も、農業の健全な発展と農業者の自主性の発揮などの観点から重要になっており、これらの業務も積極的に行っています。

また、農地利用の最適化の推進に寄与するため、農業委員会は、所掌事務を遂行する中で得られた知見に基づく具体的な施策改善の意見を、積極的に市町村長に提出することが求められています。

3. 農地利用調整

【農地の権利移動処理状況】

(2023 (令和 5) 年度)

種別	件数 (件)	面積 (㎡)
農地法第 3 条 (使用収益権)	4	11,414.00
農地法第 3 条 (所有権)	98	84,343.00
農地法第 3 条 (農地の相続等)	362	428,429.82
農地法第 18 条	5	4,622.00

【農地の転用処理状況】

(2023 (令和 5) 年度)

種別	件数 (件)	面積 (㎡)
農地法第 4 条 (市街化区域)	84	42,299.11
農地法第 4 条 (市街化調整区域)	7	1,615.00
農地法第 4 条 (確認)	0	0.00
農地法第 5 条 (市街化区域)	336	156,029.79
農地法第 5 条 (市街化調整区域)	302	237,698.05
現況証明	65	16,319.23

【農地の権利移動・転用処理の推移】

単位：㎡

種別	2015（平成 27）年度	2020（令和 2）年度	2023（令和 5）年度
農地法第 3 条 （使用収益権）	25,135.00	8,120.00	11,414.00
農地法第 3 条 （所有権）	56,866.00	61,028.03	84,343.00
農地法第 3 条 （農地の相続等）	349,911.29	440,436.28	428,429.82
農地法第 18 条	113,033.00	168,991.00	4,622.00
農地法第 4 条 （市街化区域）	71,524.61	27,927.71	42,299.11
農地法第 4 条 （市街化調整区域）	12,059.30	3,169.13	1,615.00
農地法第 4 条 （確認）	0.00	0.00	0.00
農地法第 5 条 （市街化区域）	150,922.98	112,838.41	156,029.79
農地法第 5 条 （市街化調整区域）	206,451.84	225,921.97	237,698.05
現況証明	11,031.22	9,836.11	16,319.23

資料編

1. 一宮市の概要

人 口 376,861 人

世帯数 169,335 世帯

(2025 (令和 7) 年 1 月 1 日現在)

面積 113.82 平方キロメートル

東西：約 15.3 キロメートル

南北：約 13.3 キロメートル

位置 北緯：35 度 18 分 14 秒

東経：136 度 48 分 11 秒



一宮市は、交通の便もよく、気候や風土に恵まれ、大消費地にも近いことから、古くから農業が盛んに営まれ、都市近郊型農業（*）が発達してきました。

【*都市近郊型農業とは】

都市近郊型農業とは、消費者（地）と近接しているという立地条件を活かし、新鮮・安全な農産物の供給に加え、防災機能、交流・レクリエーション、癒し・福祉、教育・学習・体験の場の提供、自然環境保全機能、ヒートアイランド現象の緩和など、いわゆる多面的役割を果たしている農業のことを言います。

様々な役割（メリット）を見出し、必要とされる一方、高齢化や後継者不足等の担い手不足や農地面積の減少などの課題もあります。

都市型農業、都市近郊農業、近郊農業とも言われています。



2. 各資料の数値について

各資料の数値は、特別に記載のない場合、国の「農林業センサス（＊）」のデータを基にしています。また、割合は小数点 1 位四捨五入となっています。

「第 1 章 一宮市の農業に関する概要」で示した、一宮市及び愛知県と全国の数値について、基礎としたデータを表にして次ページ以降掲載します。

【＊農林業センサスとは】

「農林業センサス」は、5 年ごとに国が行う調査です。直近に行われた調査は、2020（令和 2）年 2 月 1 日現在の状況についてのものです。

農林業センサスの調査対象は、農林産物の生産を行う又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者（組織の場合は代表者）です。

調査事項は、経営の態様・世帯の状況・農業経営の特徴・経営耕地面積など多岐に渡ります。

この農林業センサスでは、日本の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源などを調査し、農業に関する基本構造の実態とその変化を明らかにすること、また農林業施策の企画・立案・推進のための基礎統計資料の作成と提供を目的としています。



3. 各農家数資料

一宮市農家数（単位：戸）

区分		総農家		販売農家		自給の農家	
2005 年	一宮市	3,827	5,334	1,585	2,124	2,242	3,210
	尾西市	1,201		460		741	
	木曾川町	306		79		227	
2010 年	4,901			1,710		3,191	
2015 年	4,442			1,279		3,163	
2020 年	3,656			900		2,756	

愛知県・全国農家数（単位：戸）

区分	総農家		販売農家		自給的農家	
	愛知県	全国	愛知県	全国	愛知県	全国
2005 年	91,746	2,848 千	51,638	1,963 千	40,108	885 千
2010 年	84,028	2,528 千	43,599	1,631 千	40,429	897 千
2015 年	73,833	2,155 千	35,068	1,330 千	38,765	825 千
2020 年	61,055	1,747 千	25,906	1,028 千	35,149	719 千

参考とした基礎データ「農林業センサス 2020」及び過去のセンサスにおいて、農家の定義は、「調査期日現在、経営耕地面積が 10a 以上の農業を営む世帯又は過去一年間における農産物販売額が 15 万円以上の世帯」、販売農家の定義は「経営耕地面積が 30a 以上又は農産物販売額が 50 万円以上の農家」となっています。そのため、自給的農家は「30a 未満かつ農産物販売額が 50 万円未満の農家」ということになります。

4. 経営耕地面積資料

一宮市経営耕地面積（単位：ha）

区分	総面積			うち田		うち畑		うち 樹園地
2005 年	一宮市	1,215	1,629	876	1,203	324	407	20
	尾西市	333		256		74		
	木曽川町	81		71		9		
2010 年	1,569			1,183		367		19
2015 年	1,548			1,234		303		12
2020 年	1,444			1,209		229		6

愛知県経営耕地面積（単位：ha）

区分	総面積		うち田		うち畑		うち樹園地	
	愛知県	全国	愛知県	全国	愛知県	全国	愛知県	全国
2005 年	54,587	3,693 千	34,018	2,084 千	16,240	1,380 千	4,330	229 千
2010 年	53,282	3,632 千	33,312	2,046 千	15,949	1,372 千	4,021	214 千
2015 年	48,185	3,451 千	30,769	1,947 千	14,135	1,316 千	3,281	188 千
2020 年	43,258	3,233 千	28,556	1,785 千	11,961	1,289 千	2,741	159 千

経営耕地とは、「調査期日現在に農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）」とし、「自ら所有し耕作している耕地（自作地）と他から借りて耕作している耕地（借入耕地）」の合計です。

土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別面積としています。

いちのみやの農業

2024（令和6）年度版

発行	2025（令和7）年3月
編集	一宮市活力創造部農業振興課
住所	一宮市本町二丁目5番6号
電話	0586-28-9136（直通）